障がい者雇用状況調書

長野県知事　様

所在地

商号又は名称

代表者名

令和　年10月1日（資格審査基準日）現在の雇用状況は以下のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 常用雇用労働者の数  （短時間労働者を除く） | 人 |
|  | 短時間労働者の数 | 人 |
|  | 全従業員数（①＋②×0.5） | 人 |
|  | 障がい者である常用雇用労働者、  及び重度の障がい者である短時間労働者の数 | 人 |
|  | 障がい者の短時間労働者の数  （重度の障がい者を除く） | 人 |
|  | 障がい者である労働者数  （④＋⑤×0.5） | 人 |

《記入要領》

1. この調書は、③により算定した従業員数が43.5人未満の建設企業が、資格審査基準日時点で障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年7月25日法律第123条）第２条に定める障害者を表の⑥の計算により１人以上雇用している場合に作成してください。
2. 「常用雇用労働者」とは１週間の所定労働時間が30時間以上、「短時間労働者」とは20時間以上30時間未満の労働者をいいます。
3. 「障がい者」とは、身体障害者（身体障害者手帳の等級が１～６級の者）、知的障害者（児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された者）、及び精神障害者（精神保健福祉手帳所持者）をいいます。
4. 「重度の障がい者」とは、身体障害者のうち等級が１級または２級の者、及び知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された者をいいます。